

令和 8 年度アベサンショウウオ生息状況及び生息環境調査業務仕様書

1 業務の目的

国内希少野生動植物種に指定されているアベサンショウウオ（以下「本種」という。）について、大岡アベサンショウウオ生息地保護区、善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区及びそれらの生息地保護区の周辺、近畿地方環境事務所担当官（以下「担当官」という。）の指示する場所において、安定した生息を図るうえで必要な基礎情報（生息状況及び生息環境にかかるもの）を収集・整備し、本種の保護に必要な生息環境保全等の対策に資することを目的とする。

2 業務実施場所

・調査地①：兵庫県豊岡市

大岡アベサンショウウオ生息地保護区及びその周辺で過去に本種が確認された溝、池等を中心とした周辺地域を対象とする。対象とする溝、池等の面積は1箇所あたり12～2,250 m²程度、面積の大きい池もあるが、本種が生息している箇所は限られている。対象となる溝、池等については、過年次の報告書を参考にすること。

・調査地②：京都府京丹後市

善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区及びその周辺で過去に本種が確認された溝、たまり等を中心とした周辺地域を対象とする。対象とする溝、たまり等の面積は1箇所あたり5～15 m²程度。対象とする溝、たまり等については、過年次の報告書を参考にすること。

※過年次の報告書は、近畿地方環境事務所 野生生物課より貸与する。

・調査地③：担当官の指示する場所（近畿圏内を想定）

本種が生息している可能性の高い場所を対象とする。

3 業務の内容

(1) 業務実施計画の作成

業務着手にあたり業務計画書を作成して、担当官の承諾を得ること。また、着手前に工程表を担当官に提出すること。

(2) 生息状況及び生息環境の調査

1) 成体生息状況、産卵状況及び産卵環境の調査

<方法>

産卵期に、産卵に訪れる本種の成体が生息していると思われる、止・静水域周辺の石や倒木等の下、堆積した落葉の下、浅い土壌中等を探索する。発見個体について、体各部計測（頭長、胴長、尾長、頭胴長、全長、頭幅、最大尾高）、体重測定、雌雄の判断、写真撮影、マークおよびマイクロチップの読み取り、マーキング（マイクロ

チップの挿入または指切り法)を行うとともに、発見位置及び周辺環境(植生、食物及び天敵となり得る動物)を記録する。過年次にマイクロチップの挿入が行われた個体については、外見や動き等について異常の有無を確認し、異常が見られる場合は、写真を撮影して記録するとともに原因を考察する。また、本種が産卵する可能性のある溝、湿地、放棄水田等の止・静水域の泥の中や溝穴等において、素手や網、手鍬等によって卵囊の有無を調査し、卵囊を発見した場合は、発見地点、卵囊の状態、卵数を記録する。併せて、水域ごとの水域環境(水温、pH、水深、泥厚、水底の状況、餌あるいは天敵となり得る動物)を記録する。

<時期、回数>

調査地① 10～12月頃、4回(日)程度

調査地② 10～12月頃、2回(日)程度

調査時期は、天候や気温等の状況によって適宜調整する。

マイクロチップ 10個は請負者が準備し、30個は近畿地方環境事務所竹野自然保護官事務所より支給する(マイクロチップの購入費用は本業務に含む)。マイクロチップの挿入は、生息地保護区全体で最大40個体とする。生息地保護区内では、可能な限りマイクロチップによるマーキングをすること。なお、マイクロチップ40個のうち残余したものは近畿地方環境事務所竹野自然保護官事務所へ返納すること。

2) 幼生生息状況の調査

<方法>

幼生が生息する溝、水たまり、池等の止・静水域において、50cm方形区を任意に数カ所設け、区内の幼生の個体数を数え、水域の面積から幼生の推定個体数を算出する。また、水域ごとに水域環境(水温、pH、水深、泥厚、水底の状況、餌あるいは天敵となり得る動物)を記録する。

各水域において任意に10個体程度を捕獲し、全長(吻端から尾端までの長さ)、体重、発生段階を記録する。

<時期、回数>

調査地① 5～8月頃：3回(日)程度

調査地② 5～8月頃：2回(日)程度

調査時期は、天候や気温等の状況によって適宜調整する。

平成27年度の本業務においてプラナリアによる食害が疑われる本種の卵囊が調査地②で確認されたことから、3(2)1)及び2)の調査の際にプラナリアが確認された場合は、写真撮影を行うとともにプラナリアの生息状況を記録する。特に、卵囊を食害していると疑われる場合は、卵囊と周辺状況をよく観察し、卵の生死等の状況を記録する。プラナリアの生息状況を記録した後は、可能な限りプラナリアを捕獲する。捕獲したプラナリアの処置については、担当官の指示に従うこと。

(3) 生息環境及び保護対策の検討

本種の生態等に関する情報をとりまとめ、過去の調査結果及びこれまでの保護事業

の結果等を踏まえ、本種の生息にとって重要な環境要素を整理し、望ましい生息環境のあり方についてとりまとめを行い、保護対策の提案を行う。

(4) 令和8年度アベサンショウウオ保護増殖等検討会の開催

本種の保護増殖について検討するため、近畿地方環境事務所の指定する検討委員、関係機関で構成する「令和8年度アベサンショウウオ保護増殖等検討会」（以下「検討会」という。）を近畿地方環境事務所が確保する京都府京丹後市の会場で11月～12月頃に1回開催する。検討会では本業務の進捗状況、調査結果を記載した検討会資料を作成し、発注者に提出するとともに、検討会において調査結果の説明を行う。検討会に併せて、善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区の現地確認を予定している。

開催のために検討委員（別記の4名を予定）と日程調整を行い、検討会開催の日時を決めるとともに、検討会の出席者を取りまとめ、会場設営、議事録の作成等、検討会の準備・運営を行う。検討委員に謝金及び旅費の支払手続きを行う。旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給するものとし、謝金は1人に対して1回当たり14,200円を支給する。

本業務の進捗状況を記載した検討会資料を作成し（印刷は発注者が行う）、検討会において本業務の調査結果の説明を行う。

(5) 本種が生息している可能性の高い場所での調査および専門家へのヒアリング

5～8月頃に2回（日）程度、調査地③について幼生生息状況の調査をする。方法については3（2）2）を参考にする。

調査結果をもとに、小型サンショウウオの専門家にヒアリングを1回（2時間程度）行う。詳細なヒアリング内容については担当官と協議の上決定する。専門家に謝金14,200円の支払手続きを行う。

(6) 調査報告書の作成

3（2）1）及び2）、（5）の各調査記録を必要に応じて図化し、調査地別に写真を添付してとりまとめるとともに、検討会における検討委員等からの意見を含め、調査地別に本種に必要な生息環境及び保護対策の検討結果を記載した報告書を作成する。

（4）の検討会については、議事の内容がわかる資料を掲載すること。

（5）のヒアリングについては、ヒアリング内容を取りまとめ、専門家から資料の提供があった場合は提供資料を掲載する。

(7) 業務打合せ

業務期間中、2回程度（うち1回はオンライン可）、担当官と業務打合せを行う。対面での打合せ場所は、近畿地方環境事務所を予定している。

4 業務履行期限

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

5 成果物

紙媒体：報告書 16部（A4判 90頁程度）簡易製本可

電子媒体：本業務で得られたデータ及び報告書の電子ファイルを収納した電子媒体（DVD-R等）2式

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：環境省近畿地方環境事務所

提出期限：令和9年3月19日

6 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8 その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(3) 業務に必要な資材については、請負者で負担すること。マイクロチップ 30 個については近畿地方環境事務所竹野自然保護官事務所より支給する。

(4) 本業務を行うにあたって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和 6 年度アベサンショウウオ生息状況及び生息環境調査業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省近畿地方環境事務所内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和 6 年度アベサンショウウオ生息状況及び生息環境調査業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省近畿地方環境事務所 野生生物課 （TEL:06-6881-6505）

(別添)

1 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

また、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とし、事業実施年度及び契約件名等を DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

3 その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別記)

アベサンショウウオ保護増殖等検討委員

アベサンショウウオを守る会会長	(最寄り駅：京丹後大宮)
京都大学名誉教授	(最寄り駅：JR 藤森)
兵庫県立大学名誉教授	(最寄り駅：フラワータウン)
元豊岡市教育委員会職員	(最寄り駅：江原)